

令和2年2月19日

筑紫野市議会

議長 高原 良 視 様

議会運営委員会

委員長 大 石 泰

令和元年度 議会運営委員会行政視察研修報告書

議会運営委員会行政視察研修について、下記のとおり報告します

記

1. 視察日

令和2年1月21日（火）から令和2年1月23日（木） 2泊3日

2. 視察先及び研修項目

○神奈川県茅ヶ崎市議会 【令和2年1月21日（火）】

- ・ 常任委員会による政策討議、議会からの政策提言について
- ・ 決算審査における決算事業評価について
- ・ その他、議会改革の取り組みについて

○神奈川県横須賀市議会 【令和2年1月22日（水）】

- ・ 予算決算審査常任委員会について
- ・ 政策検討会議について
- ・ その他、議会改革の取り組みについて

○埼玉県戸田市議会 【令和2年1月23日（木）】

- ・ 常任委員会の年間活動テーマについて
- ・ 議会モニター制度について
- ・ その他、議会改革の取り組みについて

3. 視察者

議 員 大石 泰 委員長、下成 正一 副委員長、横尾 秋洋 委員、
上村 和男 委員、鹿島 康生 委員、赤司 泰一 委員、白石 卓也委員、
宮崎 吉弘 委員、高原 良視 議長、辻本 美恵子 副議長
随 行 荒金 達 議事課長、江中 誠 議事課係長

4. 内 容 別紙のとおり

神奈川県 茅ヶ崎市

日 時 令和2年1月21日（火）

説明者 茅ヶ崎市議会事務局

【茅ヶ崎市の概要】

茅ヶ崎市は神奈川県の中南部に位置し、人口242,012人、面積35.70平方キロメートル（令和2年1月1日現在）、議員定数28人で男性議員19名、女性議員9名と女性議員の比率が高い市議会。東京から西に50キロメートル余り、市域は海岸線から北部に広がり、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっている。気候は四季を通じて、温暖で夏涼しく、冬は暖かく年間の気温も摂氏17度と自然に恵まれた地域で、明治時代後半から戦前にかけては湘南の別荘地であった。

【視察目的】

常任委員会で政策討議が行われ、議会から政策提言を行う。各常任委員会でテーマの選定をするために調査研究が行われ、行政視察等も行う。決定した政策提言を議長が市長に提言する。

決算審査においては決算額等審査だけでなく、事業の成果についても市議会として、審査・評価を行い、事業評価結果を市長へ通知。議長へ次年度予算の反映状況が報告される。

その手法はどのようにされているのか。

【政策討議について】

議会基本条例に基づき、市政に関する重要な政策・課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、平成26年より各常任委員会で開始、政策討議のテーマは2年サイクルで決定し、常任委員会での政策討議の経緯、経過の軌跡を残すために、委員会を最低2か月に1回開催されており、他委員会と情報共有のために、適宜、議員全員協議会で中間報告等も行っている。

各常任委員会は、議員全員協議会で説明、意見交換を行い、出た意見などを踏まえ、提言書の素案をまとめて議長に提出、議長は提言書を市長に提出している。

【決算事業評価について】

・目的

議会において議決した予算の執行について、計数的審査、執行状況の審査等にとどまらず、各事業の成果についても審査することにより、決算審査をより充実したものとするとともに、当該審査結果を翌年度予算審査に反映させることにより、効率的かつ効果的な行

政運営が行われている。

- ・委員会の構成

分科会を常任委員会単位に分け、各分科委員会は5項目、合計20事業について、事業評価の対象とする。

- ・評価の流れ

事業評価の流れとしては、議長から市長に事業評価の実施依頼分を提出し、行政側に評価対象事業についてシートの作成と取りまとめを依頼。決算特別委員会では、分科会ごとに担当課に出席してもらい、事業評価を行う。

決算特別委員長から議長に結果を報告し、本会議で評価結果について委員長報告がされる。

その評価を、議長は市長に通知。次年度の予算編成終了後に反映状況の報告を求める。

【議会改革の取り組みについて】

議会基本条例の検証

平成23年4月議会基本条例施行され、条例の検証および見直しは平成26年と平成30年に実施された。1回目、2回目ともに検証シートを作成して、1条ずつ、取り組み状況や運用についての課題、条文についての課題検討を行った。

検証の成果として1回目は請願者・陳情者の趣旨説明の機会の新設、会議の公開の規定改正等の4項目、2回目は災害時の対応に対する規定の改正等2項目の改正・新設が行われた。

【質疑応答】

Q. 中核市の指定はなぜ受けなかったのか。

A. 中核市になると大きな権限が委譲されるが、茅ヶ崎市としては中核市としての検証・体力が不十分であることと、市職員意識の問題、マンパワーなどにも問題があり、中核市としての指定は受けなかった。また、市民意識も中核市指定を急ぐ必要はないとの意見が多く、このような理由から指定は受けなかった。

Q. 素案の確定をする意見交換会はどのような形で行われているか

A. 現在のところ市民から出た素案に対して意見聴取することもあるが、議員から出た素案に対して、市民の方へ意見を聞く意見交換会のほうが多い。

Q. 委員会勉強会の資料はどのような形で入手しているか

A. 公式会議には出せない新聞記事、議員ナビのコピーなど、議員が見つけた記事などを資料とすることがある。また、執行部に疑問点を解説してもらうこともある。

Q. 総括質疑の割り振りはどうしているのか。

A. 決算審査での総括質疑はしていない。ただし、市政方針に対する総括質疑はしている。

Q. 決算事業評価がどのような形で、次年度予算に反映するようになったのか

A. 平成 22 年ごろから開始され、次年度予算に反映されるようになった。

【まとめ】

茅ヶ崎市議会基本条例に基づき、市政に関する重要な政策・課題について、各常任委員会は2年サイクルで政策討議のテーマを決め、2か月に1回の委員会を開催、他の委員会と情報共有するために議員全員協議会で報告、議会としての改善点などを市長に提出している。

決算の審査について、計数的審査、執行状況の審査にとどまらず、各事業成果について審査が行われ、効果的な充実した審査となっている。事業評価の結果については、市長に提出、議員から出された意見が次年度予算に反映された形となっている。

議会基本条例は、平成23年に制定され、平成26年と平成30年に条例の検証・見直しが行われている。その結果として条例の見直し、新設された条例等があり、筑紫野市議会としても、平成26年に制定された筑紫野市市議会基本条例は、既に5年経過しており、条例の点検・見直しの時期に来ているのではないかと考える。

【状況写真】



神奈川県 横須賀市

日 時 令和2年1月22日（水）

説明者 横須賀市議会事務局

議事課主査 川瀬 美哉 様

【横須賀市の概要】

横須賀市 人口：394,060人 面積：100.82K^m²（平成31年4月1日現在）

議員定数：40人

横須賀市は、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、三方は東京湾と相模湾に面し、市域の大半は標高100～200mの丘陵地からなり、緑も多い。また、ペリー来航や日本初の石造りのドライドッグをもつ横須賀製鉄所が建設されるなど、日本の近代化発祥の地であることは、数多くの近代化遺産があることから証明されている。

【視察目的】

議会改革の取り組みについて

【質問事項】

1. 議会改革の概要について

- ・議会 IT 化基本計画（H14年～）
- ・議会 LAN 構築（本議会・委員会インターネット中継）
- ・議会改革第1ステージ（H22年～）
- ・議会基本条例の制定（平成22年～）

○議会基本条例の制定（平成22年6月）

- ・予算決算常任委員会の設置
- ・議会報告会の開催

- ・議会制度検討会の設置
- ・議会改革第2ステージ（H28年～）

平成28年3月関東学院大学と包括的パートナーシップ協定を締結（大学と議会の連携は神奈川県内初）

2. 予算決算常任委員会について

（設置の目的）

- ①従来の分割負託による審査方法は、各委員会での表決結果が異なる可能性がある等の矛盾が生じることから、これを解消する。
- ②予算審査と決算審査を同一議員が行うことにより、総合的・一体的な審査を行う。

（設置の経緯）

- ・地方自治法改正（平成18年3月）

- ・平成 20 年 10 月から議長の諮問機関である「第 3 次議会制度検討会」において、検討を開始、先進市視察を含め、延べ 18 回行った。
- ・平成 22 年 6 月 予算決算常任委員会設置に関する答申
- ・平成 23 年 2 月 同委員会の運用に関する答申
- ・平成 23 年 3 月 予算決算常任委員会運営要綱制定（予算決算常任委員会への付託決議案等）

(議案)

- ①予算、決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの 例：指定管理者指定議案
- ②基金の設置など予算の根幹に関わるもの 例：基金条例設置議案
- ③手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの 例：手数料条例改正議案
- ④予算または決算の議案と一体で審査することが合理的であるなどの理由により、理事会が承認したもの。

(法定報告)

継続費等の繰越計算及びこれまで決算特別委員会で審査していた継続費清算報告書等の法定報告の審査を行う。

(一般報告)

議案と同時に審査すべき一般報告を除き、予算決算常任委員会では扱わない。

(請願・陳情)

原則として、予算決算常任委員会では請願陳情の審査は行わない。

(予算決算常任委員会の構成)

5 委員会

(予算決算議案審査の流れ)

- ①理事会 ②議会運営委員会 ③本会議 ④予算決算常任委員会（全体会）
- ⑤分科会 ⑥理事会 ⑦予算決算常任委員会（全体会）⑧本会議

- ①議案の付託先を決定し予算決算常任委員会の運営方法を見直し(要綱改正)を行う。
- ④本会議から付託された議案を各分科会に送付、理事会の決定により開催を省略する場合がある。
- ⑤詳細審査（質疑のみ）、採決は行わない。
- ⑥予算決算常任委員会（全体会）の進行を決定
- ⑦分科会委員長報告、締め括りの総括質疑 通告制、持ち時間制（20 分）、自席から一問一答。討論（通告書不用）、採決。
- 予算決算議案の流れ（理事会）①
 - a. ④予算決算常任委員会（全体会）の開催の是非を判断する。
 - B. 理事会は、予算決算常任委員会全体会の運営について協議するほか、同委員

会の見直しも協議する（運用要綱の改正等を含む）

●予算決算議案の流れ（本会議）③

提出議案を予算決算常任委員会へ付託

●予算決算議案審査の流れ（全体会）④

- a. 議場で開催する。委員長は副議長、副委員長は議運の委員長で演壇部分に着席する。
- b. 執行部への冒頭の総括質疑は行わない。ただし、決算議案は、監査報告を聴取し、同報告に対する質疑を行う。
- c. 出席理事者は本会議と同じ。
- d. 議案を分科会へ送付するのみの場合、①の理事会の決定により省略可能。

●予算と決算審査の違い（全体会）④

予算審査

- ・執行部への冒頭の総括質疑は行わない、出席理事者は本会議と同じ。

決算審査

- ・決算議案審査においては、会計管理者の報告を徴した後、監査委員会からの報告を聴取し同報告に対する質疑を行う。
- ・出席理事者は、代表監査委員、議会選出の監査委員、監査委員事務局職員及び会計管理者

●予算決算議案審査の流れ（分科会）⑤

- a. 委員会室で開催。分科会の正副委員長は部門別常任委員会の正副委員長が兼務
- b. 討論、採決及び各会派の意向確認は行わない（⑦の全体会で行う）
- c. 補正予算は、分科会と部門別常任委員会を同日開催し、所管部局を一括し審査する（基本的に部門別常任委員会の前に開催）。
- d. 当初予算及び決算は、分科会を単独開催し、部局別に審査する。

委員会審査における議事次第の違い

- ・予算決算委員会設置後→例）都市整備常任委員会/予算決算常任委員会
都市整備分科会 議事次第・・・予算決算常任委員会都市整備分科会として同時開催する。

●予算決算議案審査の流れ（理事会）⑥

- a. ⑦で開催する全体会の議事運営を協議する
- b. ⑦の全体会において行う総括質疑の発言順序等を決定する。

●予算決算議案審査の流れ（全体会）⑦

- a. 分科会委員長報告、総括質疑、採決を行う。分科会委員長報告では、分科会の主な質疑を報告する。
- b. 複数分科会にまたがる内容及び政策的な判断を求める内容に限り、市長に対

して総括質疑を行うことができる。

c. 総括質疑

- ・通告性（⑥の理事会前日 10 時締切）・持ち時間制（答弁を除き 20 分）・自席から一問一答

d. 全体会と本会議を同日開催する場合、討論は遠慮する（本会議で行う）。

●予算決算議案審査の流れ（本会議）⑧

予算決算常任委員長報告を行い、採決を行う。

予算決算常任委員会設置による効果

- （1）分割付託解消による円滑な議案審査
- （2）同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化

●デメリット

- ・⑥（理事会）⑦（予算決算常任委員会）が設置されたことにより開催協議する時間が長くなった。
- ・議案説明資料が増え執行部の手間が増えた。

3. 政策検討会議について

（1）根拠条例ほか

議会基本条例第 22 条（政策検討会議の設置）議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置した。

（2）設置の目的

議会全体で政策立案（条例制定または政策提案）を行い、課題解決に寄与し議員の任期（4 年間）で議会が取り組む課題を協議、計画的に取り組む。

（3）会議の役割（運営要綱）

○政策検討会議

- ①一期 4 年間の実行計画（ロードマップ）の策定を協議すること。
- ②実行計画（ロードマップ）の進捗を管理すること。
- ③緊急課題の対応について協議すること。
- ④政策形成サイクルに関する事項について協議すること。

○課題別検討会議

- ・条例づくり等の政策提案が行われ、全委員の賛同が得られた検討課題について、協議を行う（例）ごみ屋敷対策検討協議会・がん対策検討会議等

（4）設置の効果としての条例制定

○横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例

- ・平成 29 年 11 月 30 日全会一致で可決
- ・平成 30 年 4 月 1 日施行・・部局を横断する問題の為、行政が積極的に対処できない問題への対応

○横須賀市がん克服条例

- ・平成 30 年 10 月 9 日全会一致で可決、平成 31 年 4 月 1 日施行・事業の拡大による市民の健康増進を図る

(5) その他の検討事項

- ・政策立案後の検証の必要性⇒「つくっただけ」ではダメ・具体的検証方法を検討
- ・常任委員会の所管事務調査として検証を行うこととし、議会運営委員会申し合わせに実施方法を規定

実行計画の策定について

1、選定について

実行計画に位置付けるテーマの選定は、政策検討会議において会派から提案されたものを選定基準に基づき、提案の趣旨に全会派が賛同し実行計画として相応しいテーマか確認したうえで評価を行う。

2、基本的な考え方

- ・「条例制定」「政策提案」のいずれかを行うものとし、最終的に課題別検討会議で協議する。
- ・4 年間の実行計画の対象期間を考慮し、2 年ごとの前期、後期に分ける。

3、選定基準

- ・認定されたテーマについてそれぞれの項目で評価、選定を行う。
 - ア、共通度・・・議会全体として取り組むべき程度
 - イ、市民生活度・・・市民及び市民生活に及ぼす影響範囲と程度
 - ウ、市民満足度・・・市民や市政の抱える課題の解決に有効であり、地域や経済の活性化、市民の福祉に有益となる程度
 - オ、緊急度・・・早期に解決すべき課題⇒程度評価 大⇒5、中⇒3、小⇒1
 - カ、テーマを提出した会派数（3 会派以上⇒3、2 会派⇒2、1 会派⇒1）

4. 大学とのパートナーシップ協定について

①協定締結までの経緯について

- ・議会側の動機・・・新たな条例の制定や政策提案など、議会の政策形成機能の強化のため、大学の持つ人的、物的な知的資源を活用した。
- ・関東学院大学側の動機・・・平成 29 年（2017 年）4 月 地方公務員や NPO、地域企業などで活躍できる人材育成を目指した地域創生学科を法学部に開設、地元議会と協力関係を構築したい。
- ・なぜ、関東学院大学と協定を結んだか
 - 横須賀市に一番近い地元の文系学部を持つ大学であり、技術系実習生（土木職）のインターン受け入れ実績があった。また平成 29 年度には法学部に地方創生学科を創設予定で地方自治と密接な関りがあったため。

5. 高校生を対象とした議会報告会について

前期の議会報告会等準備会からの申し送りで「市民からの意見を聴取する場を設けるための具体的な実施方法について」検討することとあり、会場や対象者、報告内容等の見直しを行った結果、学校への出向、議場での開催を行っている。結果自分にも市政が身近に感じられたなどアンケートによる意見があった。

Q：④予算決算議案審査の流れ（全体会）の中で、提案された後、自分が所管する委員会は分科会でできるが、それ以外の分科会のテーマになっているところで自分の意見や課題を言いたい場面があると思うが、そうなるこの④でしか提案できないと思うが、どうなっているか。

A：自分が所属していない委員会に送付された時の質問はされる機会はない。まず会派として出ている委員については同じ会派の所属している方に質問をしていただく。また、手続きを踏めば適応することが可能。最後に⑦の総括質疑をする。

Q：筑紫野市では、常任委員会ごとに政策課題を決めて議論するという流れだが、政策検討会議等で決められているようだが、こちらでは常任委員会に対する意見などありますか。

A：政策検討会議を設置するという検討の中では常任委員会を中心とするという議論はないと聞いています。条例なり政策提案なりあっても、きっかけを常任委員会で審査をしたり、各常任委員会でテーマを決めて調査検討をし、政策提言に繋げていくようなことは、これまで見たりしたことはない。もう一つは、常任委員会の任期が1年で終わるということが、毎年入れ替わるので、1年で何かを作り上げることが難しいのでは。常任委員会としても視察のテーマを決めたらという意見はありますが、今後その様にまとめればできてくる。

Q：提案数としてテーマを提出した会派数でポイント制になっているが、同じ常任委員会の方からの提案はないが、常任委員会でそれぞれ示し合わせてによってポイントをあげることにならないか。

A：共通の課題認識として持っている会派が、多いほど選定する優先度は上がるという考え方はある。ただ事前に示し合わせて、うちもそちらも一緒に出そうという感覚はない。ポイントも3，2，1しか付かないので開きが付きにくく、選定も難しいしいが、より多くの会派が同じような課題で提出されてきたものが、優先度を上げるのではないかと考える。

【まとめ】

予算決算常任委員会の設置の経緯について、従前の予算議案と決算議案が別々の部門で審査をされていたことで議案の賛否が同一会派で分かれる可能性があったが、解消されている。また予算・決算審査を同一議員が行うことで、一体的かつ広域に審査が行わ

れている。

更に政策の検討、提案を行うために、政策検討会議が設置されているが、本市においては今後様々に議論や検討を進めてまいりたい。

大学とのパートナーシップ協定や高校生を対象とした議会報告会も、若者世代を巻き込んだ取り組みとして大変参考になり、議会活動に活かしたい。

【状況写真】



埼玉県 戸田市

日時 令和2年1月23日(木)
説明者 戸田市議長 遠藤 英樹 様
戸田市議会事務局
次長 小林 善弘 様
主幹 仙波 敦夫 様
副主幹 小泉 友明 様
主事 石原 隼 様

【戸田市の概要】

人口139,770人、面積18.19km²(平成31年4月1日現在) 議員定数26名
昭和41年10月に市制施行され、埼玉県の南東部に位置し、江戸時代には中山道の「戸田の渡し」が置かれ交通の要衝として栄えてきた。

また、昭和39年の東京オリンピックボート競技の会場となった「戸田ボートコース」や年間100万人以上が訪れる「彩湖・道満グリーンパーク」などがあり戸田競艇を有している。

人口は当時の2倍以上に増加し、今後も増加が続く事が予測され、平均年齢が県内で一番若く、「人の利」「地の利」に恵まれた市である。

【視察目的】

本市議会では、議会基本条例施行後、市民に開かれた議会をめざし、様々な議会改革の取り組みを行ってきた。

戸田市は、議会改革の取り組みを先進的に行われおり、行政視察を行った。

【質問事項】

(1) 常任委員会の年間活動テーマについて

- ① 常任委員会で年間活動テーマを設置するに至った経緯
- ② 年間活動テーマの選定方法
- ③ テーマに関する調査方法
- ④ 提言書をまとめるまでの流れと、まとめた後の取扱い
- ⑤ 議員発議で条例を制定するまでの流れ
- ⑥ この取り組みに対する執行部の反応
- ⑦ 今後の課題

(2) 議会モニター制度について

- ① 議会モニター制度を導入するに至った経緯
- ② モニターの選出方法と人数
- ③ モニターの活動内容と議員との意見交換の方法
- ④ これまでのモニターから提言された意見や、改善につながったこと
- ⑤ モニター終了後のモニター活動
- ⑥ 今後の課題

(3) その他議会改革の取り組みについて

- ① 毎年実施している議会での防災訓練の内容
- ② 高校生議会の取り組み内容
- ③ 常任委員の任期が平成25年度と同29年度に見直されている理由

【質疑応答】

常任委員会の年間活動テーマについて

Q：常任委員会での具体的テーマの決定方法

A：委員会ごとに様々異なる、ルールも定めていない、例年の流れとして毎年5月頃に視察を実施しているのでそのあたりで決まることが多い。

Q：小中一貫校の提言書は反映されているか

A：提言内容は反映されていない。

Q：提言書の内容の結果について検証等はどうなっているか

A：提言書について個別の検証は実施していない。ただ、委員会では提言書を取りまとめることに意義があると思っている。

Q：これまでの取り組みで会派の活動は変わってきたか

A：特に会派活動は変わっていないが、テーマが具体的に決まったために、委員会や会派の視察が増えてきた。

議会モニター制度について

Q：議会モニター制度は無報酬となっているが図書カードの謝礼はどのように支出されているのか

A：議会費用の報償費として支出している。毎年15万円予算確保している。

Q：若い方へのモニター参加の手法はあるか

A：特定の年齢層へのモニター参加のアプローチはしていない。どうしても現役を退かれた方が多くなる。

Q：議会モニター制度はどのように議会にフィードバックされているのか

A：議運で対応している、対応可能なことや不可能なこと等議論している、議場へのバリアフリー化はモニター制度がきっかけとなった。

Q：モニター制度できっかけとなって変化したことは市民に知らせているか

A：ホームページや広報でお知らせしている。

【まとめ】

議会改革に熱心に取り組まれている戸田市議会であった。

特に常任委員会でのテーマの選定及び活動結果を「提言書」としてとりまとめる事は、議会の実質的な活動記録になること及び議会モニター制度については、市民からの様々な意見を取り入れる方法であること等大変参考になった。

【状況写真】

